



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年6月23日火曜日 第116号

## ◇ 目 次 ◇

落札者等の告示（2件）.....（情報システム課）... 473  
 狩猟免許更新に係る適性試験等の実施.....（自然保護課）... 474  
 保護管理事業計画の概要の公表.....（ " ）... 476  
 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（東予地方局農村整備課）... 476  
 道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....（東予地方局管理課）... 477  
 土地改良区の定款変更の認可.....（中予地方局農村整備第一課）... 477  
 開発行為に関する工事の完了（4件）.....（中予地方局建築指導課）... 477  
 土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）... 478  
 道路の供用開始（県道宇和高山線）.....（南予地方局西予土木事務所）... 478  
 落札者等の告示.....（高校教育課）... 478

## 公 告

公文書の公開の実施状況.....（広報広聴課）... 479  
 個人情報の開示等の実施状況.....（ " ）... 479  
 狩猟免許試験の施行について.....（自然保護課）... 480  
 愛媛県立農業大学校入学試験の実施.....（農政課農地・担い手対策室）... 482  
 申請受付機及びIC免許証読取機の借入れ.....（警察本部運転免許課）... 482  
 暗証番号発行機及びIC免許証確認機の借入れ.....（ " ）... 483

## 正 誤

令和2年4月21日付け第98号愛媛県告示第445号（道路の供用開始（県道上分三島線））中.....（東予地方局四国中央土木事務所）... 484

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第714号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中村時広

| 落札に係る特定役務の名称及び数量                        | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                  | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所                     | 落札金額               | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日     |
|---|--|-----------|--------------------------------|--------------------|---------------|-----------|
| 第四次愛媛情報スーパーハイウェイ機器等の借入れ及び保守運用管理業務の委託 一式 | 愛媛県企画振興部政策企画局情報システム課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和2年5月29日 | 株式会社STNet<br>香川県高松市春日町17-35番地3 | 8,016,800円<br>（月額） | 一般競争入札        | 令和2年4月17日 |

### ○愛媛県告示第715号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中村時広

| 落札に係る特定役務の名称及び数量                      | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                  | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所                      | 落札金額                                   | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日     |
|---------------------------------------|--|-----------|---------------------------------|--|---------------|-----------|
| 第四次愛媛情報スーパーハイウェイの基幹回線網に係る回線サービスの調達 一式 | 愛媛県企画振興部政策企画局情報システム課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和2年5月29日 | 西日本電信電話株式会社愛媛支店<br>松山市一番町四丁目3番地 | 0円<br>（導入一時費用の額）<br>1,089,000円<br>（月額） | 一般競争入札        | 令和2年4月17日 |

○愛媛県告示第716号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新に係る適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 対象者

法第39条第1項の規定による狩猟免許を受けており、当該免許の有効期間が令和2年9月14日に満了する者

2 適性試験の実施の日時及び場所

| 所管の地方局 | 会場の名称   | 実施日時                 | 実施場所                  |                   |
|--------|---------|----------------------|-----------------------|-------------------|
|        |         |                      | 会場                    | 所在地               |
| 東予地方局  | 東予第1会場  | 令和2年8月19日（水）午前9時     | 今治市伯方公民館（2階大ホール）      | 今治市伯方町木浦甲1234番地   |
| 同 上    | 東予第2会場  | 令和2年8月19日（水）午後1時     | 同 上                   | 同 上               |
| 同 上    | 東予第3会場  | 令和2年8月20日（木）午前9時     | 東予地方局西条第二庁舎（4階大会議室）   | 西条市丹原町池田1611番地    |
| 同 上    | 東予第4会場  | 令和2年8月20日（木）午後1時     | 同 上                   | 同 上               |
| 同 上    | 東予第5会場  | 令和2年8月27日（木）午前9時     | 今治市民会館（大会議室）          | 今治市別宮町一丁目4番地1     |
| 同 上    | 東予第6会場  | 令和2年8月27日（木）午後1時     | 同 上                   | 同 上               |
| 同 上    | 東予第7会場  | 令和2年8月28日（金）午前9時     | 四国中央市福祉会館（4階多目的ホール）   | 四国中央市三島宮川四丁目6番55号 |
| 同 上    | 東予第8会場  | 令和2年8月28日（金）午後1時     | 同 上                   | 同 上               |
| 同 上    | 東予第9会場  | 令和2年8月30日（日）午前9時     | 東予地方局西条第二庁舎（4階大会議室）   | 西条市丹原町池田1611番地    |
| 同 上    | 東予第10会場 | 令和2年8月30日（日）午後1時     | 同 上                   | 同 上               |
| 中予地方局  | 中予第1会場  | 令和2年8月17日（月）午前10時    | 中予地方局（7階大会議室）         | 松山市北持田町132番地      |
| 同 上    | 中予第2会場  | 令和2年8月17日（月）午後2時     | 同 上                   | 同 上               |
| 同 上    | 中予第3会場  | 令和2年8月18日（火）午前11時    | 東温市川内公民館（1階大ホール）      | 東温市南方264番地        |
| 同 上    | 中予第4会場  | 令和2年8月18日（火）午後2時     | 同 上                   | 同 上               |
| 同 上    | 中予第5会場  | 令和2年8月19日（水）午前10時    | 中予地方局（7階大会議室）         | 松山市北持田町132番地      |
| 同 上    | 中予第6会場  | 令和2年8月19日（水）午後2時     | 同 上                   | 同 上               |
| 同 上    | 中予第7会場  | 令和2年8月21日（金）午前9時     | 久万高原町産業文化会館（研修室）      | 上浮穴郡久万高原町久万188番地  |
| 同 上    | 中予第8会場  | 令和2年8月23日（日）午前11時    | 松前総合文化センター（2階ふれあい展示室） | 伊予郡松前町大字筒井633番地   |
| 同 上    | 中予第9会場  | 令和2年8月23日（日）午後2時     | 同 上                   | 同 上               |
| 同 上    | 中予第10会場 | 令和2年8月28日（金）午前11時30分 | 中島総合文化センター（大会議室）      | 松山市中島大浦2962番地     |
| 同 上    | 中予第11会場 | 令和2年8月28日（金）午後1時     | 同 上                   | 同 上               |
| 同 上    | 中予第12会場 | 令和2年9月1日（火）午前10時     | 中予地方局（7階大会議室）         | 松山市北持田町132番地      |
| 同 上    | 中予第13会場 | 令和2年9月1日（火）午後2時      | 同 上                   | 同 上               |

|           |   |              |                   |                           |   |                   |   |
|-----------|---|--------------|-------------------|---------------------------|---|-------------------|---|
| 同         | 上 | 中 予 第 14 会 場 | 令和2年9月2日(水)午前10時  | 同                         | 上 | 同                 | 上 |
| 同         | 上 | 中 予 第 15 会 場 | 令和2年9月2日(水)午後2時   | 同                         | 上 | 同                 | 上 |
| 南 予 地 方 局 |   | 南 予 第 1 会 場  | 令和2年8月20日(木)午前9時  | 南予地方局愛南庁舎(会議室)            |   | 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  |   |
| 同         | 上 | 南 予 第 2 会 場  | 令和2年8月20日(木)午後1時  | 同                         | 上 | 同                 | 上 |
| 同         | 上 | 南 予 第 3 会 場  | 令和2年8月25日(火)午前11時 | 南予地方局八幡浜庁舎(7階大会議室)        |   | 八幡浜市北浜一丁目3番37号    |   |
| 同         | 上 | 南 予 第 4 会 場  | 令和2年8月25日(火)午後2時  | 同                         | 上 | 同                 | 上 |
| 同         | 上 | 南 予 第 5 会 場  | 令和2年8月27日(木)午前9時  | 南予地方局(7階大会議室)             |   | 宇和島市天神町7番1号       |   |
| 同         | 上 | 南 予 第 6 会 場  | 令和2年9月1日(火)午前11時  | 愛媛県歴史文化博物館(2階第1・第2・第3研修室) |   | 西予市宇和町卯之町四丁目11番地2 |   |
| 同         | 上 | 南 予 第 7 会 場  | 令和2年9月1日(火)午後2時   | 同                         | 上 | 同                 | 上 |
| 同         | 上 | 南 予 第 8 会 場  | 令和2年9月3日(木)午前10時  | 大洲市徳森公園管理センター(平公民館)(大ホール) |   | 大洲市徳森2280番地2      |   |
| 同         | 上 | 南 予 第 9 会 場  | 令和2年9月3日(木)午後1時   | 同                         | 上 | 同                 | 上 |
| 同         | 上 | 南 予 第 10 会 場 | 令和2年9月4日(金)午前9時   | 南予地方局愛南庁舎(会議室)            |   | 南宇和郡愛南町城辺甲2420番地  |   |
| 同         | 上 | 南 予 第 11 会 場 | 令和2年9月4日(金)午後1時   | 同                         | 上 | 同                 | 上 |
| 同         | 上 | 南 予 第 12 会 場 | 令和2年9月6日(日)午前9時   | 南予地方局(7階大会議室)             |   | 宇和島市天神町7番1号       |   |

3 講習の実施

事前に配布する資料を用いて受講者が自ら自宅等において学習する方法により、講習を実施する。

4 申込みの手続

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許更新申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真(6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 法第18条の6第1項に規定する認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって狩猟について必要な適性を有することが確認されたものである場合にあっては、当該適性を有することの確認の日、確認の方法及び確認の結果を記載した法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した書面

カ 狩猟免許更新申請手数料(愛媛県収入証紙によること。)

更新しようとする免許の種類ごとに各2,900円

キ 受験票等の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 書類等の提出先

申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課、東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課、南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班(以下「林業課」という。)とする。

(3) 申込みの期限

原則として希望する適性試験実施日前14日とする。

(4) その他

ア 書類の提出は、持参又は郵送によること。

イ 狩猟免許更新申請書は、林業課において、希望者に配布する。

- ウ 申込者の適性試験の日時及び場所は、所管地方局長が指定し、通知する。
- エ 台風等の自然災害等により、やむを得ず適正試験の会場及び実施日時を変更する場合がある。

○愛媛県告示第717号

愛媛県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成20年愛媛県条例第15号）第26条第1項の規定に基づき、愛媛県特定希少野生動植物ミズスギナ保護管理事業計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。

愛媛県特定希少野生動植物ミズスギナ保護管理事業計画の写しは、愛媛県県民環境部環境局自然保護課並びに各地方局総務企画部総務県民課及び支局総務県民室において供覧する。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中村時広

1 保護管理事業計画の基本方針

ミズスギナの生育状況をモニタリングにより把握し、その生育環境の維持及び改善を図るとともに、違法採取の防止対策の強化を図ることにより、ミズスギナが野生下で安定的に生育することができる環境を保全することを基本方針とする。

2 保護管理事業の目標

ミズスギナの生育地及び生育環境の確保

3 保護管理事業の区域

愛媛県内のミズスギナが自生する区域

4 保護管理事業の推進内容

(1) モニタリング調査の継続

ミズスギナの分布状況、生育地の水質、植生等の環境の変化等についてモニタリング調査を継続的に行い、情報の収集及び解析を行う。

生育状況又は生育環境に著しい変化が認められる場合は、その原因を明らかにした上で対策を講じる。

(2) 生育環境の維持

ミズスギナの安定した世代交代のため、生育に適した環境を維持し、改善するなど、ミズスギナの生育環境を良好な状態に保つ。

(3) 外来生物の侵入防止

ミズスギナの個体群の存続に影響を及ぼすおそれのある外来生物の侵入を防止するため、ミズスギナの自生地に、外来種、観賞魚等の放流の禁止を明記した看板を設置し、これらを放流する者への警鐘及び地元への啓発を促す。

(4) 関係機関等及び事業者等との情報共有

ミズスギナの生育地及びその近隣地域において、生育地の地権者、関係機関及び開発等を行う事業者との情報共有を図り、開発又は自生地の改変による環境変化が生じる場合は、生育環境の保全に配慮した調整を行う。

(5) 条例の遵守による保護対策

特定希少野生動植物の違法採取等の禁止についてパンフレット、看板等による周知に努めるとともに、地域住民を主体として、生育地の監視を強化する。

(6) 県民等に対する啓発活動

広く県民に対し、絶滅が危惧されているミズスギナの重要性を周知するため、パンフレット等の配布、観察会の開催等の啓発活動を行う。

5 保護管理事業の推進体制

関係者及び関係機関との連携協力体制を整備し、継続して調査及び保護活動を実施し、併せて保護管理団体の育成及び支援を行いながら、ミズスギナの保護管理活動を推進する。

○愛媛県告示第718号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市船屋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年6月23日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

就任

| 役員の種類 | 氏名     | 住所           |
|-------|--------|--------------|
| 理事    | 遊口 実   | 西条市船屋甲610-3  |
| "     | 坪井 貞   | 西条市船屋甲549    |
| "     | 川上 敏数  | 西条市船屋甲62-3   |
| "     | 浅木 雄次  | 西条市船屋甲360    |
| "     | 遊口 誠二  | 西条市船屋甲521    |
| "     | 遊口 登志男 | 西条市船屋甲358-2  |
| 監事    | 近藤 敏弘  | 西条市船屋甲630-2  |
| "     | 金子 二郎  | 西条市船屋甲436-32 |

退任

| 役員の種類 | 氏名     | 住所          |
|-------|--------|-------------|
| 理事    | 遊口 実   | 西条市船屋甲610-3 |
| "     | 坪井 貞   | 西条市船屋甲549   |
| "     | 川上 敏数  | 西条市船屋甲62-3  |
| "     | 川上 弘   | 西条市船屋甲519-3 |
| "     | 遊口 誠二  | 西条市船屋甲521   |
| "     | 遊口 登志男 | 西条市船屋甲358-2 |
| 監事    | 浅木 良雄  | 西条市船屋甲376   |
| "     | 浅木 雄次  | 西条市船屋甲360   |
| "     | 近藤 敏弘  | 西条市船屋甲630-2 |

○愛媛県告示第719号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市庄内土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和2年6月23日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

就任

| 役員の種類 | 氏名     | 住所               |
|-------|--------|------------------|
| 理事    | 神野 師算  | 新居浜市庄内町六丁目10番64号 |
| "     | 矢野 一臣  | 新居浜市庄内町一丁目6番6号   |
| "     | 神野 喜代重 | 新居浜市城下町3番17号     |
| "     | 加藤 益武  | 新居浜市庄内町三丁目2番26号  |
| "     | 藤田 浩   | 新居浜市庄内町三丁目5番3号   |

|    |       |                  |
|----|-------|------------------|
| 〃  | 浮橋 孝  | 新居浜市庄内町三丁目6番20号  |
| 〃  | 山下 圭司 | 新居浜市庄内町三丁目8番45号  |
| 〃  | 秦 博昭  | 新居浜市庄内町二丁目2番51号  |
| 〃  | 神野 節男 | 新居浜市庄内町二丁目2番80号  |
| 監事 | 山下 正彦 | 新居浜市庄内町六丁目3番47号  |
| 〃  | 神野 勝志 | 新居浜市庄内町五丁目12番14号 |
| 〃  | 村上 秀樹 | 新居浜市庄内町一丁目11番16号 |
| 〃  | 山下 和之 | 新居浜市庄内町五丁目5番22号  |

|    |       |                                |
|----|-------|--------------------------------|
| 〃  | 矢野 一臣 | 新居浜市庄内町一丁目6番6号                 |
| 〃  | 秦 博昭  | 新居浜市庄内町二丁目2番51号                |
| 〃  | 神野 師算 | 新居浜市庄内町六丁目10番64号               |
| 〃  | 藤田 浩  | 新居浜市庄内町三丁目5番3号                 |
| 〃  | 山下 隆久 | 新居浜市庄内町六丁目7番35号                |
| 〃  | 近藤 光範 | 新居浜市八雲町14番24号                  |
| 〃  | 矢野 孝雄 | 新居浜市久保田町三丁目8番7号サ<br>バス久保田南701号 |
| 〃  | 村上 秀樹 | 新居浜市庄内町一丁目11番16号               |
| 監事 | 山下 計三 | 新居浜市庄内町三丁目11番19号               |
| 〃  | 加藤 秀誉 | 新居浜市庄内町五丁目9番30号                |
| 〃  | 神野 和幸 | 新居浜市城下町3番16号                   |

退任

| 役員の種類 | 氏名    | 住所              |
|-------|-------|-----------------|
| 理事    | 神野 和史 | 新居浜市庄内町三丁目3番18号 |

○愛媛県告示第720号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中村 時広

| 道路の種類 | 路線名     | 区間                                       | 旧・新別 | 敷地の員幅             | 延長              | 備考 |
|-------|---------|--|------|-------------------|-----------------|----|
| 県道    | 新居浜別子山線 | 新居浜市喜光地町一丁目甲4924番16から<br>同町一丁目甲4924番14まで | 旧    | メートル<br>10.9~25.0 | キロメートル<br>0.020 |    |
|       |         |  | 新    | 10.9~33.4         | 0.020           |    |

○愛媛県告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松山市立待堰土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月23日

愛媛県中予地方局長 東 公弘

○愛媛県告示第722号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年6月23日

愛媛県中予地方局長 東 公弘

| 検査済証の番号及び交付年月日           | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                                    |
|--------------------------|---------------------------|---|
| 2中局建（開）第10号<br>令和2年6月15日 | 伊予郡松前町大字上高柳丸田142番1        | 松山市北井門3丁目11番13号<br>グランハイツ北井門202号<br>村井 智士<br>村井 絵理佳 |

○愛媛県告示第723号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年6月23日

愛媛県中予地方局長 東 公弘

| 検査済証の番号及び交付年月日           | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名          |
|--------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 2中局建（開）第11号<br>令和2年6月15日 | 伊予郡松前町大字南黒田字下屋敷627番1      | 伊予郡松前町大字南黒田181番地<br>久保 龍彦 |

○愛媛県告示第724号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年6月23日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

|                          |                           |  |
|--------------------------|---------------------------|--|
| 検査済証の番号及び交付年月日           | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                             |
| 2中局建（開）第12号<br>令和2年6月15日 | 伊予郡松前町大字神崎字蔵ノ元115番3、118番1 | 東京都江戸川区東葛西四丁目34番13号<br>Sun Retreat D<br>高石健吾 |

○愛媛県告示第725号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和2年6月23日

愛媛県中予地方局長 東 公 弘

|                          |                           |                                  |
|--------------------------|---------------------------|----------------------------------|
| 検査済証の番号及び交付年月日           | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                 |
| 2中局建（開）第13号<br>令和2年6月15日 | 伊予郡松前町大字神崎字蔵ノ元115番4、118番3 | 伊予郡松前町大字神崎115番地1<br>吉川祐人<br>吉川千里 |

○愛媛県告示第726号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、保内町土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年6月23日

愛媛県南予地方局長 河 瀬 利 文

○愛媛県告示第727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名   | 供 用 開 始 の 区 間   | 供用開始の日    |
|-------|-------|-----------------|-----------|
| 県 道   | 宇和高山線 | 西予市明浜町高山乙1013番5 | 令和2年6月23日 |

○愛媛県告示第728号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 落札に係る物品等の名称及び数量  | 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地                 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所                   | 落札金額               | 契約の相手方を決定した手続 | 入札公告日     |
|--|---|-----------|------------------------------|--------------------|---------------|-----------|
| インターネット実習対応パソコンの借入れ一式（サーバー28台、パーソナルコンピュータ869台、プリンタ113台、プロジェクタ28台、周辺機器一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、調整等一式） | 愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課<br>愛媛県松山市一番町四丁目4番地2 | 令和2年6月3日  | 四国通建株式会社<br>今治市南大門町1丁目1番地の15 | 5,181,000円<br>（月額） | 一般競争入札        | 令和2年4月17日 |

公 告

○ 公 告

公文書の公開の実施状況

令和元年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中村時広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単位:件)

Table with 5 columns: 区分, 請求等の件数, 処理の状況 (公開, 部分公開, 非公開), 取下げ. Rows include 公開請求, 公開申請, and 計.

- 注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
注2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

(単位:件)

Table with 3 columns: 実施機関, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows list various departments and committees like 総務部, 企画振興部, etc.

3 公文書の公開の請求等の主な内容

(単位:件)

Table with 3 columns: 請求等の主な内容, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows include 工事設計書, 懲戒処分等の職員の処分関係, etc.

4 公文書公開請求者等別の内訳

(単位:件)

Table with 3 columns: 公開請求者等の区分, 公開請求件数, 公開申請件数. Rows include 県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体, その他のもの.

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

(単位:件)

Table with 8 columns: 不服申立て件数, 平成30年度からの繰越件数, 令和元年度不服申立て件数, 処理の状況 (却下, 棄却, 一部認容, 認容, 審理中), 取下げ. Rows include 8, 3, 0, 6, 0, 2, 3, 0.

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出

実績なし

○ 公 告

個人情報の開示等の実施状況

令和元年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中村時広

1 個人情報取扱事務の登録件数

(単位:件)

Table with 2 columns: 実施機関, 令和元年度未件数. Rows list departments like 総務部, 企画振興部, etc.

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

(単位:件)

Table with 5 columns: 実施機関, 請求の件数, 処理の状況 (開示, 部分開示, 非開示), 取下げ. Rows include 知事, 33, 9, 17, 4, 3.

|         |     |    |     |    |   |
|---------|-----|----|-----|----|---|
| 公営企業管理者 | 101 | 33 | 64  | 4  | 0 |
| 教育委員会   | 27  | 13 | 9   | 5  | 0 |
| 人事委員会   | 2   | 1  | 1   | 0  | 0 |
| 警察本部長   | 61  | 0  | 55  | 4  | 2 |
| 合 計     | 224 | 56 | 146 | 17 | 5 |

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

| 実施機関             | 請求の件数 |
|------------------|-------|
| 知事               |       |
| 総務部              | 41    |
| 県民環境部            | 17    |
| 保健福祉部            | 20    |
| 経済労働部            | 2     |
| 小計               | 80    |
| 教育委員会            | 6,799 |
| 人事委員会            | 360   |
| 警察本部長            | 43    |
| 公営企業管理者          | 10    |
| 公立大学法人愛媛県立医療技術大学 | 66    |
| 合 計              | 7,358 |

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

(単位：件)

| 区 分          | 平成30年度からの繰越申立て件数 | 令和元年度不服申立て件数 | 処 理 の 状 況 |    |      |    | 審査中 | 取下げ |
|--------------|------------------|--------------|-----------|----|------|----|-----|-----|
|              |                  |              | 却下        | 棄却 | 一部認容 | 認容 |     |     |
| 開示決定等に係るもの   | 0                | 0            | 0         | 0  | 0    | 0  | 0   | 0   |
| 訂正決定等に係るもの   | 0                | 0            | 0         | 0  | 0    | 0  | 0   | 0   |
| 利用停止決定等に係るもの | 0                | 0            | 0         | 0  | 0    | 0  | 0   | 0   |

○ 公 告

狩猟免許試験の施行について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり施行する。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の種類

- (1) 網猟免許試験
- (2) わな猟免許試験
- (3) 第一種銃猟免許試験
- (4) 第二種銃猟免許試験

2 試験の日時、場所及び実施する試験の種類

- (1) 令和2年9月19日（土）午前9時

| 試験場の名称 | 試 験 の 場 所     |             | 実施する試験の種類           |
|--------|---------------|-------------|---------------------|
|        | 会 場           | 所 在 地       |                     |
| 南予第1会場 | 南予地方局（7階大会議室） | 宇和島市天神町7番1号 | 網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟 |

- (2) 令和2年9月27日（日）午前9時

| 試験場の名称 | 試 験 の 場 所           |                | 実施する試験の種類           |
|--------|---------------------|----------------|---------------------|
|        | 会 場                 | 所 在 地          |                     |
| 東予第1会場 | 東予地方局西条第二庁舎（4階大会議室） | 西条市丹原町池田1611番地 | 網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟 |
| 東予第2会場 | 東予地方局今治庁舎（4階大会議室）   | 今治市旭町一丁目4番地9   | 同 上                 |
| 中予第1会場 | 中予地方局（7階大会議室ほか）     | 松山市北持田町132番地   | 同 上                 |
| 南予第2会場 | 南予地方局八幡浜庁舎（7階大会議室）  | 八幡浜市北浜一丁目3番37号 | 同 上                 |

- (3) 令和2年12月6日（日）午前9時

| 試験場の名称 | 試験の場所               |                | 実施する試験の種類           |
|--------|---------------------|----------------|---------------------|
|        | 会場                  | 所在地            |                     |
| 東予第3会場 | 東予地方局西条第二庁舎（4階大会議室） | 西条市丹原町池田1611番地 | 網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟 |
| 東予第4会場 | 東予地方局今治庁舎（4階大会議室）   | 今治市旭町一丁目4番地9   | 同上                  |
| 中予第2会場 | 中予地方局（7階大会議室ほか）     | 松山市北持田町132番地   | 同上                  |
| 南予第3会場 | 南予地方局（7階大会議室）       | 宇和島市天神町7番1号    | 同上                  |
| 南予第4会場 | 南予地方局八幡浜庁舎（7階大会議室）  | 八幡浜市北浜一丁目3番37号 | 同上                  |

(4) 令和3年1月19日（火）午前9時

| 試験場の名称 | 試験の場所                   |                 | 実施する試験の種類           |
|--------|-------------------------|-----------------|---------------------|
|        | 会場                      | 所在地             |                     |
| 東予第5会場 | 東予地方局西条第二庁舎（4階大会議室）     | 西条市丹原町池田1611番地  | 網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟 |
| 中予第3会場 | 松前総合文化センター（2階ふれあい展示室ほか） | 伊予郡松前町大字筒井633番地 | 同上                  |
| 南予第5会場 | 南予地方局（7階大会議室）           | 宇和島市天神町7番1号     | 同上                  |

3 免許申請書の提出期間

- (1) 令和2年9月19日の試験に係るものについては、8月21日（金）から9月7日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (2) 令和2年9月27日の試験に係るものについては、8月21日（金）から9月14日（月）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (3) 令和2年12月6日の試験に係るものについては、11月6日（金）から24日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。
- (4) 令和3年1月19日の試験に係るものについては、令和2年11月6日（金）から令和3年1月5日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 免許申請書の請求先及び提出先

受験申込者の住所地を管轄する地方局産業経済部森林林業課、東予地方局産業経済部森林林業課四国中央森林林業振興班、東予地方局産業経済部今治支局森林林業課、中予地方局産業経済部久万高原森林林業課、南予地方局産業経済部森林林業課愛南森林林業振興班、南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課又は南予地方局産業経済部八幡浜支局森林林業課大洲森林林業振興班とする。

5 その他

(1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し

ウ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書

エ 写真（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル及び横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）

オ 狩猟免許申請手数料（愛媛県収入証紙によること。）受けようとする免許の種類ごとに法第49条各号に掲げる者にあっては各3,900円、その他の者にあっては各5,200円

カ 受験票の郵送を希望する者にあっては、簡易書留の郵送料に相当する郵便切手を貼付し、宛先を記載した返信用封筒

(2) 試験場等についての注意事項

ア 受験申請者の試験場は、所管地方局長が指定し、通知する。

なお、試験場は、原則として、受験申込者の希望する試験場を指定するが、会場の都合により希望する試験場を指定できない場合がある。

イ 台風等の自然災害等により、やむを得ず試験の実施日時及び試験場を変更する場合がある。

(3) 書類の提出は、持参又は郵送によること。

○公 告

愛媛県立農業大学校入学試験の実施について

令和3年度愛媛県立農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入学試験の区分

総合農学科及びアグリビジネス科

2 入学試験の期日

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

令和2年10月9日(金) 学科試験及び面接試験

イ 一般入学試験(1次募集)

令和3年1月21日(木) 学科試験及び面接試験

ウ 一般入学試験(2次募集)。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

令和3年3月4日(木) 学科試験及び面接試験

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験(1次募集)

令和3年1月22日(金) 学科試験及び面接試験

イ 入学試験(2次募集)。ただし、1次募集で定員に満たない場合のみ実施する。

令和3年3月4日(木) 学科試験及び面接試験

3 入学試験の場所

松山市下伊台町1553番地

愛媛県立農業大学校

4 募集人員、修業年限及び受験資格

(1) 総合農学科

| コース     | 修業年限   | 募集人員 |
|---------|--|------|
| 農産園芸コース | 2年   | 55人  |
| 果樹コース   |  |      |
| 畜産コース   |  |      |
| 受験資格    | 次のいずれかに該当する者<br>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者(令和3年3月に卒業見込みの者を含む。)<br>(2) (1)に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者 |      |

(2) アグリビジネス科

| コース       | 修業年限  | 募集人員 |
|-----------|---|------|
| リーダー養成コース | 2年  | 10人  |
| 受験資格      | 次のいずれかに該当する者<br>(1) 学校教育法による短期大学を卒業した者(令和3年3月に卒業見込みの者を含む。 )又は同法による専門職大学の前期課程を修了した者(令和3年3月に修了見込みの者を含む。 )<br>(2) 都道府県立農業者研修教育施設養成部門(農林水産大臣と協議して設置されたものに限る。 )を卒業した者(令和3年3月に卒業見込みの者を含む。 )<br>(3) (1)及び(2)に掲げる者のほか、知事がこれらの者と同等以上の学力を有すると認められた者 |      |

5 学科試験科目

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

小論文

イ 一般入学試験(1次募集)

国語(古典及び古典講読を除く。 )及び一般教養(数学及び理科)

ウ 一般入学試験(2次募集)(実施する場合)

国語(古典及び古典講読を除く。 )及び一般教養(数学及び理科)

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験(1次募集)

小論文

イ 入学試験(2次募集)(実施する場合)

小論文

6 入学願書受付期間

(1) 総合農学科

ア 推薦入学試験

令和2年9月10日(木)から24日(木)まで

イ 一般入学試験(1次募集)

令和2年12月7日(月)から21日(月)まで

ウ 一般入学試験(2次募集)(実施する場合)

令和3年2月4日(木)から18日(木)まで

(2) アグリビジネス科

ア 入学試験(1次募集)

令和2年12月7日(月)から21日(月)まで

イ 入学試験(2次募集)(実施する場合)

令和3年2月4日(木)から18日(木)まで

(3) 郵送による場合は、総合農学科及びアグリビジネス科とも当該受付期間の締切日までの消印があるものは、受け付ける。

7 受験手続

入学願書に次に掲げる書類等を添えて愛媛県立農業大学校長に提出すること。

(1) 最終学校の調査書

(2) 写真(出願前6月以内に正面から撮影した無帽の上半身像で縦4センチメートル、横3センチメートルのもの)

(3) 総合農学科への推薦入学を希望する者にあつては、出身高等学校又は出身中等教育学校の長の推薦書

(4) 入学選考料として2,200円の愛媛県収入証紙

8 その他入学試験の詳細については、愛媛県立農業大学校に問い合わせること。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

申請受付機及びIC免許証読取機の借入れ

(2) 借入物品名及び数量

申請受付機及びIC免許証読取機一式(ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式)

(3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 借入期間

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで

- (5) 借入場所  
愛媛県運転免許センターほか
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、令和2・3・4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県警察本部交通部運転免許課庶務係  
〒799 2661  
愛媛県松山市勝岡町1163番地7  
電話（089）934 0110
- (2) 入札書の提出場所  
愛媛県警察本部 2階 第一会議室
- (3) 入札書の受領期限  
令和2年8月5日（水）午後1時30分
- (4) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (5) 開札の日時及び場所  
令和2年8月5日（水）午後1時30分  
愛媛県警察本部 2階 第一会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 事前提出書類の受領期限  
公告の日から令和2年8月3日（月）午後5時15分まで。

- (5) 納入予定物品申出書の受領期限  
公告の日から令和2年7月27日（月）午後5時15分まで。
- (6) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (9) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Apparatus to accept and Reader to read IC chip Driver's license, 1 set
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 5 August, 2020
- (3) For further information, please contact: Administration Branch, Driver's License Division, Traffic Department, Ehime Prefectural Police Headquarters, 1163 7 Katsuokacho, Matsuyama, Ehime 799 2661 Japan  
TEL 089 934 0110

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年6月23日

愛媛県知事 中村時広

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
暗証番号発行機及びIC免許証確認機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量  
暗証番号発行機及びIC免許証確認機一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、搬入、据付け、配線、調整等一式）
- (3) 借入物品の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間  
令和3年1月1日から令和7年12月31日まで
- (5) 借入場所  
愛媛県運転免許センターほか
- (6) 入札方法  
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。  
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、営業種別「その他」について、令和2・3・4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有す

ると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品に係る保守及び点検の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 関係書類の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県警察本部交通部運転免許課庶務係  
〒799 2661

愛媛県松山市勝岡町1163番地7

電話 (089)34 0110

- (2) 入札書の提出場所  
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

- (3) 入札書の受領期限  
令和2年8月5日（水）午後2時30分

- (4) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。

- (5) 開札の日時及び場所  
令和2年8月5日（水）午後2時30分  
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 事前提出書類の受領期限  
公告の日から令和2年8月3日（月）午後5時15分まで。
- (5) 納入予定物品申出書の受領期限  
公告の日から令和2年7月27日（月）午後5時15分まで。
- (6) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否  
要
- (8) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: Apparatus to issue a personal identification number and Apparatus to confirm IC chip Driver's license , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:30 p.m . , 5 August , 2020
- (3) For further information , please contact: Administration Branch , Driver's License Division , Traffic Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 1163 7 Katsuokacho , Matsuyama , Ehime 799 2661 Japan  
TEL 089 934 0110

正 誤

○正 誤

令和2年4月21日付け第98号愛媛県告示第445号（道路の供用開始（県道上分三島線））中

| ページ | 箇所        | 誤           | 正           |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 329 | 表<br>区間欄中 | 同町字四ツ辻469番9 | 同町字四ツ辻469番6 |